

## SORACOM サービス利用規約

株式会社オージス総研（以下「当社」という。）は、当社から株式会社ソラコム（以下「ソラコム社」という。）が提供する SORACOME Air Japan サービス（セルラー版）及び SORACOME Air Japan サービス（LoRaWAN 版）の利用を受けるものに適用される SORACOM サービス利用規約（以下「本規約」という。）を以下のとおり定める。

サービスの利用を希望するものは、サービス利用規約、AWS サービス利用規約、本規約及び当社が提供するサービス毎に定める各種サービス基本仕様書（以下「各種サービス基本仕様書」という。）のうち提供を受けるサービスに関するサービス基本仕様書に同意した上で、当社に利用の申し込みをするものとする。

当社は、サービス利用規約第3条に基づき当社とサービス利用契約（以下「利用契約」という。）を締結した者（以下「契約者」という。）に対して、サービス利用規約、AWS サービス利用規約、本規約及び各種サービス基本仕様書に基づき SORACOME Air Japan サービス等及び当社サービス（以下、あわせて「本サービス」といい、セルラー版と LoRaWAN 版を区別する際は、「本サービス（セルラー版）」及び「本サービス（LoRaWAN 版）」という。）を提供するものとする。

### 第1章 共通規定

#### 第1条 (SORACOME 利用規約)

契約者は、ソラコム社が、ソラコム社の Web サイトに掲示している SORACOME Air サービス契約約款等の利用規約、規約、ポリシー、ガイドライン等（以下、ソラコム社による変更後の SORACOME Air サービス契約約款等を含めて「SORACOME 契約約款等」という。）の内容に同意し、ソラコム社に対して SORACOME 契約約款等を遵守するとともに、契約者は、SORACOME 契約約款等と同等の義務を当社に対して負うとともに、当社との関係においても本規約及び SORACOME 契約約款等を遵守するものとする。但し、本規約において、契約者に適用されないことが明示されている場合は、この限りでない。

#### 第2条 (適用関係)

1. 当社のサービス利用規約又は AWS サービス利用規約と本規約とが矛盾抵触する場合は、本規約が優先的に適用され、本規約と各種サービス基本仕様書が矛盾抵触する場合は、各種サービス基本仕様書が優先的に適用されるものとする。
2. 本規約に定めのない事項（例えば以下の事項があるがこれに限られない。）については、サービス利用規約及び AWS サービス利用規約の定めに従うものとする。
  - ① 申込の方法、承諾、契約の効力発生
  - ② 料金の支払方法、延滞利息
  - ③ 通知の方法
  - ④ 再委託
  - ⑤ 届出事項、必要事項の通知

- ⑥ 名義変更の禁止
- ⑦ 守秘義務
- ⑧ 反社会的勢力の排除
- ⑨ 合意管轄、準拠法

3. 前項の場合、サービス利用規約及び AWS サービス利用規約における「本規約」には、本 SORACOM サービス利用規約を含むものと読み替えることとする。

【KP：貴社の規約に回した部分については当該規約を確認頂く必要があるため、主要な部分については、明示されている方がユーザー（及び改訂時）にわかりやすいと思い、例示いたしました。】

### 第3条 （規約の変更）

当社は、本規約を変更することがある。かかる変更を実施する場合、当社は、サービス利用規約に定める通知の方法で契約者に対して告知するものとし、当該告知が行なわれた後に契約者が本サービスを利用した場合には、契約者は、かかる変更に同意したものとみなし、当社は、変更後の本規約に規定される料金その他の提供条件を適用する。

### 第4条 （分離可能性）

本規約のいずれかの条項が何らかの理由により無効又は執行不能とされた場合であっても、本規約の他の条項が無効又は執行不能となるものではなく、また、かかる場合には、当該規定は、有効かつ執行可能となるために必要な限度において限定的に解釈されるものとする。

### 第5条 （用語の定義等）

1. 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用する。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、伝送路その他の電氣的設備
電気通信回線	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
IMEI	International Mobile Equipment Identifier：国際移動体装置識別番号（端末識別番号）
VPG	閉域網等接続サービスに係る電気通信回線との接続を行うために当社が設置する接続点である仮想ゲートウェイ

2. 本サービスには、次の種類がある。

種類	内容
s1 プラン	端末と当社間の上下の通信速度が対称なデータ通信サービス

## 第6条 (本人確認)

当社は、契約者又は本サービスの利用申込者に対し、本人確認（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号。その後の改正を含む。）第3条に定める本人確認を含むがこれに限られない。）及び利用者に係る本人確認（同法第9条に定める契約者確認を含むがこれに限られない。）を行うことができ、契約者又は本サービス利用申込者はこれに応じなければならない。

## 第7条 (ログインID)

1. 当社は、契約者に対し、当社が提供するシステムにログインするためのIDであるログインID（以下「本ログインID」という。）及びログインパスワード（以下「本ログインパスワード」という。）を付与する。
2. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、本ログインIDを変更することがある。
3. 契約者は、自己の責任において本ログインID及び本ログインパスワードを管理するものとし、本ログインID及び本ログインパスワードを第三者に貸与、譲渡若しくは使用許諾又は第三者の利益のために使用してはならない。また、契約者は、本ログインIDの不正使用若しくはそのおそれを認識した場合又は本ログインID情報の紛失若しくは盗難があった場合、直ちに当社にその旨通知するものとする。契約者は、自らのログインIDに基づき生じるあらゆる事象につき、かかる事象が契約者、契約者の役員若しくは従業員、又は第三者による不正使用若しくは誤使用のいずれによるものかを問わず一切の責任を負うものとし、当社は何らの責任も負担しないものとする。また、かかるログインIDの使用に基づき当社に損害が発生した場合、契約者は当社に対し、当該損害を賠償しなければならないものとする。

## 第8条 (利用の制限、切断、一時中断、提供中止、廃止)

1. 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保、又は秩序の維持その他の公共の利益のために必要となる通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することができる。
2. 当社は、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順又はアプリケーションを用いて行われる電気通信を検知し、その電気通信に割り当てられる帯域を制御すること等により、その電気通信の速度や通信量を制御することができる。
3. 当社は、契約者が本サービス用に使用される設備又はシステムの使用若しくは運営に支障をきたす行為、又は契約者若しくは第三者による迷惑メール等送信行為があった場合又はこれらの行為が相当な確度をもってなされる可能性を当社があらかじめ察知した場合には、通信の利用を制限し、本サービスの利用を制限することができる。
4. 当社は、契約者が次に掲げる事由に該当するときは、当該契約者に対する本サービスの利用を停止又は制限することができる。

- ① 料金支払その他の利用契約に基づく債務について、履行を遅滞した又は履行を遅滞するおそれがあることが明らかであるとき
  - ② 契約者が当社に対し虚偽の事実を通知したとき
  - ③ 契約者が第11条（禁止行為）の規定に違反したと当社が認めたとき
  - ④ サービス利用規約に定める申込の拒絶事由に該当するとき
  - ⑤ 契約者が指定したクレジットカードを使用することができなくなったとき
  - ⑥ サービス利用規約に定める停止事由又は制限事由に該当したとき
  - ⑦ ソラコム社から当社へのサービスの提供が停止又は制限されたとき
  - ⑧ 前各号に掲げる他、当社が不適切と判断する態様において本サービスを利用したとき
5. 当社は、本サービスの通信に関して、契約者が次に掲げる事項に該当するときは、当該通信を切断することができる。
- ① 契約者回線がデータ通信を行うことができる状態（以下「セッション」という。）に長時間継続されたと当社が認める場合
  - ② 同一セッション内に大量の通信があったと当社が認める場合
  - ③ ソラコム社から当社へのサービスとしての通信が切断されたとき
6. 当社は、契約者から請求があったときは、本サービスの利用の一時中断（そのログインIDを他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいう。）を行う。但し、一時中断の期間は1年を超えることはできず、かかる期間経過後は、当社は契約者のログインIDその他の契約者情報を保管、維持又は提供する義務を負わない。
7. 当社は、次の場合には本サービスの提供を中止することができる。
- ① 当社の電気通信設備又はシステムの保守上又は工事上やむを得ないとき
  - ② ソラコム社（ソラコム社が契約する電気通信事業者（以下「通信キャリア」という。）又はクラウド提供者を含む）が当社へのサービスの提供を停止するとき
  - ③ 第7条（ログインID）第2項の規定により、ログインIDを変更するとき
8. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを当社のウェブサイト等において掲示する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。
9. 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、本サービスの全部又は一部を廃止することがある。

## 第9条 （利用契約の解除）

1. 契約者は、当社に対し、当社所定の方式により通知をすることにより、本契約を解除することができる。この場合において、当該解除の効力は、当社が予め定める日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に生じるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、第8条第1項乃至第4項（利用の制限）、第5項（通信の切断）、又は第7項（サービスの提供中止）の事由が生じたことにより本サービスを

利用することができなくなった場合は、契約者は、当社に通知することにより、当社が当該通知を受領した日をもって本契約を解除することができる。

3. 当社は、次に掲げる事由に該当するときは、利用契約を解除することができる。その場合、当社は、合理的な時期に契約者にその旨を通知する。
  - ① 第8条第3項乃至第4項（利用の制限）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なお当該利用停止の原因事実を解消しないとき
  - ② 第8条第1項乃至第4項（利用の制限）の規定のいずれかに該当する場合で、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと当社が判断したとき
  - ③ 当社とソラコム社との契約に基づき、当社へのサービスの提供に関する契約がソラコム社によって解除されたとき
4. 第8条第9項（サービスの廃止）の規定により本サービスの全部が廃止されたときは、当該廃止の日に利用契約が解除されたものとする。

#### 第10条 （SORACOM システムの利用）

1. 当社は、契約者に対し、本サービスのコンソールシステム（以下「SORACOM システム」という。）を、WEB サイト（以下「SORACOM サイト」という。）を通じて提供する。
2. 契約者が SORACOM サイトへ接続する場合、契約者が自らの費用と責任で行うものとする。SORACOM サイトへの接続中、回線・無線 LAN の環境等の不具合で接続が中断した場合であっても当社は一切の責任を負わない。
3. 契約者は、法令等を遵守し、善良な管理者の注意をもって通常の用法に従って、本サービスを使用するためにのみ SORACOM システムを利用するものとする。
4. 当社は、契約者に事前に連絡することなく、SORACOM システムにより提供する情報（以下「SORACOM 提供情報」という。）の内容その他の SORACOM システムの内容を変更することができる。当該変更が重要なものである場合は、当社は、契約者に対して事前に通知する。
5. SORACOM システムの所有権及び SORACOM システムに関する発明、考案、意匠、商標、著作物等に係る一切の知的財産権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号。その後の改正を含む。）第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）その他の権利は当社への権利許諾者に帰属する。また、SORACOM システム上のテキスト情報及びデジタル情報はすべて当社への権利許諾者の著作物であり、当社は、契約者によるテキスト情報及びデジタル情報の利用行為で当社が不相当と判断する行為を禁止することができる。
6. SORACOM 提供情報に係る一切の権利は、当社への権利許諾者に帰属する。

#### 第11条 （禁止行為）

本規約の他の規定において定めるものに加え、契約者は、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとする。

- ① 電気通信事業法及び電波法等の関連法令が定める技術基準に適合しない端末を利用すること
- ② 本サービスが対応しない端末を利用すること

- ③ 当社所定の基準を超過したトラフィック量を継続的に発生させることにより、本サービス用に使用される設備又はシステムに過大な負荷を生じさせる行為
- ④ 児童買春、児童ポルノを閲覧又は取得するため、迷惑メール又はSMS等の送信その他当社が不適切と判断する目的において本サービスを利用する行為
- ⑤ SORACOM システムの利用者資格を含む SORACOM 提供情報の全部若しくは一部の第三者への譲渡、承継、転貸、質権その他担保に供する等の行為
- ⑥ 第三者の使用に供するために SORACOM システムの利用者資格を含む SORACOM 提供情報の全部若しくは一部を複製すること
- ⑦ 第三者に SORACOM システム及び SORACOM 提供情報を使用させること
- ⑧ SORACOM 提供情報を改変又は改竄すること
- ⑨ 第三者が提供する商品又はサービスに対して SORACOM 提供情報を利用すること
- ⑩ 当社の知的財産権を侵害する商品又はサービスに対して SORACOM 提供情報を利用すること
- ⑪ SORACOM 提供情報を基にして知的財産権を出願すること。
- ⑫ 不正なアクセス、コンピューターウィルス等を用いて SORACOM 提供情報を格納するサーバーに対して攻撃を行うこと
- ⑬ SORACOM システムに対し、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルその他一切の解析を行うこと
- ⑭ サービス利用規約又はAWS サービス利用規約に定める禁止事項に該当すること
- ⑮ 前各号の行為を第三者に行わせること

#### 第12条 (通信キャリアへの情報の通知)

契約者は、SMS の送信を行った場合であって、その SMS の送信先の電気通信回線を保有又は運用する通信キャリアが、その通信キャリアの利用者からの申出に基づき、その SMS の送信をその通信キャリアが規定する禁止行為に該当すると判断したときは、その通信キャリアが当社、ソラコム社及びソラコム社以外の通信キャリアへ、かかる契約者のログイン ID、当該 SMS の受信時刻及び当該 SMS の内容等の当該 SMS に関する情報を通知することに予め同意するものとする。

#### 第13条 (料金等)

1. 当社が提供する本サービスの料金（以下「本サービス料金」という。）は、基本使用料、通信料及びその他の手続に関する料金とし、その額及び計算方法は、当社から契約者に提示した見積書に定めるところによる。
2. 契約者は、利用契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日時から、本料金表に規定する本サービス料金を支払う義務を負う。
3. 契約者は、利用契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始して以降は、第8条第1項乃至第4項（利用の制限）、第5項（サービスの提供中止）、第6項（サービス利用の一時中断）により、本サービスを利用することができない又は利用しない状態が生じたときであっても、基本使用料（ユニバーサルサービス料を含む。）を支払う義務を負う。

4. 契約者は、次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、当社に対して負担する本サービス料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社に対して直ちにその本サービス料金その他の債務を弁済しなければならない。また、以下の各号に定める事由が解消されない限り、当該事由が発生した後に発生する債務については、契約者は、当社から請求があれば直ちに弁済しなければならないものとする。
- ① 契約者が支払不能に陥ったと当社が認めたとき
  - ② 契約者について、破産手続、会社更生手続、民事再生手続その他法令に基づく倒産処理手続が開始されたとき
  - ③ 契約者に係る手形又は小切手が不渡りとなったとき
  - ④ 契約者の資産について、仮差押え、仮処分、仮登記仮処分、保全差押え、差押え、強制執行、保全処分、競売申立又は滞納処分の命令若しくは通知が発送されたとき
  - ⑤ 契約者の所在が不明なとき
  - ⑥ サービス利用規約、AWS サービス利用規約又は本規約に定める解除事由に該当したとき
  - ⑦ その他契約者の業務継続に重大な支障を及ぼすと認められる状態が発生した場合

#### 第14条 (知的財産権)

1. 本サービス、SORACOM システム、SORACOM 提供情報及びこれらに付帯するサービスに関する特許権、実用新案権、意匠権、著作権、ノウハウその他一切の知的財産及び実証実験のデータその他の記録は当社又は当社への権利許諾者に帰属するものであり、本規約、本サービス、SORACOM システム又はこれらに付帯するサービス提供の過程での当社による契約者に対する情報の開示は、明示、黙示を問わず、いかなる意味においても、当社又は当社への権利許諾者の特許権、実用新案権、意匠権、著作権、ノウハウその他一切の知的財産に基づく実施権その他のいかなる権利の許諾、付与、又は譲渡を構成するものではない。
2. 契約者が、第三者から本サービスが当該第三者の知的財産権を侵害している旨の申立を受けた場合の対応については、サービス利用規約の定めによる。
3. 本サービスにおける第三者の知的財産権に関する当社の法律上の責任は、第16条(補償)に定めた範囲のものに限られるものとする。ただし、本サービスを構成する第三者のソフトウェアに起因する第三者の知的財産権の侵害に関する申立については、当社は、当該ソフトウェアの使用許諾条件に従って処理するものとし、その他の義務及び責任を負担しない。

#### 第15条 (保証の否認)

契約者は、本サービス、SORACOM システム、SORACOM 提供情報及びこれらに付帯するサービスは現状のままで提供されることに合意する。当社は、提供される本サービス、SORACOM システム及びこれらに付帯するサービスに関し、品質、サービスが中断されないこと、

誤りがないこと、第三者の権利を侵害しないこと、特定目的への適合性の保証を含め、明示であると黙示であるとを問わず、いかなる種類の表明も保証も行わない。

#### 第16条 (補償)

1. 当社及び契約者は、本規約に定める義務に違反したことにより相手方に損害を与えた場合には、本規約に別途定める場合を除き、当該義務違反により相手方が被った損害を賠償する責任を負う。
2. 当社は、第三者の責めに帰すべき事由によって本サービス、SORACOM システム、SORACOM 提供情報及びこれらに付帯するサービスが利用不能となった場合、責任を負わない。
3. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由により本サービスが、当社が利用不能となったことを認識してから24時間以上の時間（以下「利用不能時間」という。）、継続して完全に利用不能となった場合において、契約者から請求があった場合、当社は、契約者に対し、その請求に基づき、利用不能時間を24で除した日数（小数点以下の端数は、切り捨てる。）に応じた本サービス料金額を、当該契約者に対する請求額から減額する。ただし、契約者が利用不能となったことを知った日から2ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者は、その権利を失うものとする。
4. 事由の如何を問わず、当社が契約者に対して損害賠償責任を負う場合、当該損害が発生した日が属する月の月額の本サービス料金を上限とする。
5. 前各項の規定にかかわらず、ソラコム社又はソラコム社が契約する通信キャリア・クラウド提供業者の帰責事由による本サービスの利用不能の場合には、当社は、ソラコム社から受領した損害賠償額を当該利用不能の影響を受けたものと当社が認識した契約者の全数で除した金額を限度として契約者に生じた損害（但し、現実には発生した通常損害に限られ、逸失利益、間接損害は含まない。）につき責任を負う。
6. 当社は、本サービスの提供が行われなかったことによる逸失利益及び第三者から契約者への問合せ対応、故障修理の請求等その他の苦情の受付又は対応等に要した費用等について一切責任を負わないものとし、契約者はかかる逸失利益又は費用等を当社へ請求しないものとする。
7. 電気通信設備又はシステムの修理、復旧等に当たって、その電気通信設備又はシステムに記憶されている内容等が変化又は消失することがある。当社はこれにより損害を与えたとしても、その損害を賠償しない。
8. 当社は、本規約に別途定める事項及び本条に定める事項を除き、何らの義務又は責任を負わないものとする。

## 第2章 個別規定（本サービス（セルラー版））

#### 第17条 (適用範囲)

本章は、本サービス（セルラー版）を利用する契約者に適用され、本サービス（LoRaWAN版）を利用する契約者には適用されないものとする。



#### 第18条 (SIMカードの貸与及び返還)

1. 当社は、契約者にSIMカードを、本サービス回線の1回線につき1つ貸与する。
2. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない理由（技術上の理由を含むが、これに限らない。）があるときは、当社が貸与するSIMカードを変更することがある。この場合は、あらかじめそのことを契約者に通知する。
3. 契約者は、当社が契約者に対して提供するSIMカードにつき通信キャリアが当社に対して課す管理義務その他の義務を遵守するものとする。また、契約者によるSIMカードの管理不十分、使用上の過誤等による損害は契約者が負担するものとし、当社は一切責任を負わないものとする。
4. 当社からSIMカードの貸与を受けている契約者は、次の場合には、当社が別に定める方法によりそのSIMカードを当社が指定する場所へ速やかに返還しなければならない。
  - ① 契約者が、電気通信サービスの利用を休止したとき
  - ② 第2項の規定により、当社がSIMカードを変更するとき
  - ③ 第7条（ログインID）第2項の規定により当社がログインIDを変更するとき
  - ④ 本契約が解除又はその他の理由により終了したとき
  - ⑤ その他契約者がSIMカードを利用しなくなったとき

#### 第19条 (端末機器)

1. 契約者は電気通信事業法及び電波法等の関係法令が定める技術基準に適合し、本サービスが対応する端末を利用することとする。
2. 前項の規定によるほか、外国の無線局（電波法第103条の5に規定するものをいう。）の自営端末設備を接続する時は、当社に請求を行うものとし、当社は以下の場合を除き、その利用を承諾する。
  - ① その自営端末設備が電波法第3章に定める技術基準に相当するものとして総務大臣が別に告示する技術基準に適合していることを当社が確認できないとき
  - ② その自営端末設備がNTTドコモとローミング協定を締結している外国の電気通信事業者に接続することを認められたものでないとき
  - ③ その接続が電気通信事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき
3. 当社は、契約者に対し、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合、電波発射の停止命令があった場合等はその自営端末設備の使用を停止させることができる。

#### 第20条 (データ量の測定)

1. 本サービスについては、当社は、契約者に対して契約者回線と当社の間において伝送されるデータ量に応じて課金し、かかるデータ量はソラコム社の機器により測定する。この場合において、回線の故障等発信者又は着信者の責任によらない理由により、データ（当社が定めるものを除く。）が通信の相手先（その通信が相互接続点への通信であるときは、その相互接続点を通信の相手先とする。）に到達しなかった

- 場合には、そのデータについては、データ量の測定から除く。
2. SMSに係る通信回数は、ソラコム社の機器により測定する。

### 第3章 個別規定（本サービス（LoRaWAN版））

#### 第21条 （適用範囲）

本章は、本サービス（LoRaWAN版）を利用する契約者に適用され、本サービス（セルラー版）を利用する契約者には適用されないものとする。

#### 第22条 （端末機器）

1. 本サービスは当社から購入したゲートウェイ及びエンドデバイスでのみ利用できるものとする。
2. ゲートウェイ及びエンドデバイスを SORACOM システムから削除する場合及び第三者に譲渡する場合は当社が別に定める手続きを行う必要がある。

#### 第23条 （データ量の測定）

1. 本サービスについては、当社は、契約者が保有するゲートウェイの台数に応じて課金する。
2. 当社は、ゲートウェイから SORACOM Air for LoRaWAN で利用する SORACOM サーバーの区間に対するサービスを提供するものとし、エンドデバイスとゲートウェイとの間の通信及び SORACOM サーバーから接続先との間の通信は契約者が確立するものとする。
3. ゲートウェイと当社との間の通信は、当社が定める方法により行うものとする。

#### 付則

本規約は、2018年10月1日より実施する。